

平成30年度

登米市病院事業会計補正予算書

並びに予算に関する説明書

〔6月8日提出〕

宮城県 登米市

議案第48号

平成30年度登米市病院事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 平成30年度登米市病院事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成30年度登米市病院事業会計予算(以下「予算」という。)第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	2,559,901千円	288,776千円	2,848,677千円
第2項 企業債	1,995,500千円	268,100千円	2,263,600千円
第7項 他会計負担金	201,408千円	20,676千円	222,084千円
	支	出	
第1款 資本的支出	2,589,701千円	288,776千円	2,878,477千円
第1項 建設改良費	2,186,908千円	288,776千円	2,475,684千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について、次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
医療情報システム導入事業(市民)	平成31年度	508,300 千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法について、次のとおり追加する。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療情報システム導入事業(米谷)	千円 268,100	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借換えることができる。

(重要な資産の取得)

第5条 予算第11条に定めた重要な資産の取得について、次のとおり追加する。

	種 類	名 称	数 量
1	取得する資産	医療情報機器 電子カルテシステム等	1式

平成30年6月8日提出

登米市長 熊谷盛廣